

2008年7月31日

厚生労働大臣 舩添要一 殿

平成20年度ハンセン病問題対策協議会

## 統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会  
全国ハンセン病療養所入所者協議会  
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

### 第1 謝罪・名誉回復について

- 1 今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。
- 2 毎年6月に行われている「ハンセン病を正しく理解する週間」に代わるものとして、新たにハンセン病補償法施行の日（6月22日）に、慰霊と名誉回復のための各種施策を実施する日を設定されたい。
- 3 中学生パンフレットの改訂と利用状況、各地シンポジウムについての報告をされたい。

### 第2 社会復帰・社会内生活支援

#### 1 基本方針の確認

平成13年7月23日付「基本合意書」ならびに入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称「ハンセン病問題基本法」、以下「基本法」という）第3条の基本理念にもとづき、今後も、医療・介護制度等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等を行ない、社会復帰の円滑化・容易化及び社会内生活の安定化を図ることに、最大限努力することを確認されたい。

#### 2 医療体制の整備・充実

- (1) 基本法第12条1項及び厚生労働省設置法第16条6項に基づき、ハンセ

ン病療養所において、退所者が保険診療適用のもと、退所者給与金の支給停止を伴うことなく入院治療を受けることができる制度を実施されたい。

(2) 基本法第16条に基づく充実したハンセン病及び関連疾病の治療を可能とする医療機関（国立ハンセン病療養所を含む）の設置と医療体制の充実

① ハンセン病に関する知識・経験を有する医療従事者を配置すべき医療機関として、国立ハンセン病療養所を含めた複数の医療機関を指定すること（以下、指定医療機関という）

② 指定医療機関においてハンセン病の知識・経験にもとづいた適切な診断・治療を行なうことのできる医師を配置すると同時に、かかる医師を育成すること

③ 上記指定医療機関を基幹とする医療情報提供・治療指導のネットワークを構築すること

④ 委託治療先を紹介した「ハンセン病療養所退所者ハンドブック」の利用状況について追跡調査を実施し、さらなる充実とアクセスの円滑化を図る方策を講じること

3 退所者給与金における物価スライド制の導入

ハンセン病療養所退所者給与金に関し、退所者の生活の安定のため、物価スライド制を導入されたい。

4 総合的な社会内生活支援体制の確立

(1) 地方自治体との連携の強化

平成13年度確認事項三の4で確認された、地方自治体との連携による、医療・住宅・介護・相談窓口の設置等の社会生活支援制度を、今後一層、改善・拡充することに努め、未だ不十分な地方自治体に対しては、十分な情報提供を行うとともに、適切な助言・指導を行なうこと。

なお、平成14年度以降、厚労省と地方自治体の関係部署との協議会あるいは意見交換会等の開催の有無及びその内容について明らかにされるとともに、今後、同種会議に退所者及び非入所者の意見を反映すべく、参加あるいは傍聴等の方策を講じられたい。

(2) 手帳制度（仮称）の導入

国及び地方自治体による社会生活支援制度を、円滑かつ有効に利用するための、手帳（利用証）制度を創設すること。

(3) 偏見差別の解消と家族に対する支援

退所者及び非入所者の安定かつ安心した社会生活の実現のために、本人の

みならず、その家族をも視野に入れた偏見差別解消策及び社会内生活支援策を実現すること。

### **第3 在園保障**

#### 1 基本方針の確認

平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念にもとづき、入所者の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めること。

#### 2 定員削減について

中央省庁等改革基本法及び閣議決定等により、ハンセン病療養所の職員定員数は、年次計画によって削減され続けている。

厚生労働省は、基本法第11条に基づき、全療協が実施した実態調査を前提に、ハンセン病療養所における職員の定員削減を直ちに中止することを確約されたい。

#### 3 医師の確保について

13の療養所の医師定員数は144名であり、形式的には4名の欠員とされているが、常勤医はその半数程度にとどまっており、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」にはほど遠い現状である。このような水準の医療を達成するためには、医師の確保の充足は不可欠であることから、昨年度の協議会において「引き続き、13療養所における医師の確保に努める」と確認したところである。

(1) 厚生労働省は、この1年間の医師定員数確保の取組について報告した上、直ちに欠員を補充すること。

(2) 基本法第11条に基づき、療養所の医師確保のあり方について、専門的、多面的に検討するために、厚生労働省内に、全療協、施設長協議会、国立病院機構等の代表者等によって構成される専門家会議を設置されたい。

### **第4 真相究明等**

#### 1 歴史的建物等の保存・復元について

(1) ハンセン病政策の中でもとりわけ苛酷な歴史を持つ重監房については、栗生楽泉園内の同建物跡地を永久保存するとともに、同園内に、当時使用され

- ていたままの姿で重監房の復元ないし再現を行うよう求める。
- (2) ハンセン病政策の歴史を伝える各施設内の建物・資料等については、国の責任において保存復元のために必要な措置を講じられたい。
- (3) 上記に関する立案については、統一交渉団との協議をふまえて、平成20年秋までに、当事者及び専門家等による調査検討の場を立ち上げられたい。
- 2 ロードマップ委員会（再発防止検討会）について
- 検証会議による再発防止のための提言を具体化するために立ち上げられた「ロードマップ委員会」（再発防止検討会）について、現在の進捗状況を説明されたい。
- また、同委員会が継続活動を必要と判断した場合は、平成21年度の予算確保に努められたい。
- 3 国立ハンセン病資料館の充実と資料保存について
- 国立ハンセン病資料館については、熊本判決を経てリニューアルした経過を踏まえ、来館者の意見は真摯に受け止めて、適正かつ充実した資料館運営がなされるよう、適切な委託先の確保を含め国としても十分に配慮されたい。

## **第5 将来構想について**

- 1 基本法第12条1項の規定によって、奄美和光園を地域住民が入院医療機関として利用できるよう直ちに着手されたい。
- 2 基本法第12条1項の規定によって、国立ハンセン病療養所に誘致・併設することが可能な国立施設等を検討するための作業部会を新たに設置されたい。

以 上